

○南房総市三芳新規就農支援施設管理運営規程

平成24年11月20日

告示第193号

(趣旨)

第1条 この告示は、南房総市が設置する南房総市三芳新規就農支援施設（以下「支援施設」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設 家屋の壁、基礎、土台、柱、床、梁、屋根、階段及び敷地をいう。
- (2) 附帯施設 給水施設、排水施設、電気施設、ガス施設、給水管、排水管及び浄化槽をいう。
- (3) 使用者 南房総市三芳新規就農支援施設の設置及び管理に関する条例（平成18年南房総市条例第166号）第4条第1項の許可を受けた者をいう。

(減額)

第3条 市長は、南房総市三芳新規就農支援施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年南房総市規則第117号。以下「規則」という。）第12条第2項の規定により減免の可否を決定するに当たり、南房総市公の施設等の使用料に係る減免基準を定める規則（平成23年南房総市規則第1号）第3条に規定するその都度市長が定める割合を定めるものとし、その割合は、次の表に掲げるとおりとする。

使用者及び同居者の前年所得の合計		減額割合
下限値	上限値	
0円	1,451,999円	5割
1,452,000円	1,493,999円	4割
1,494,000円	1,535,999円	3割
1,536,000円	1,577,999円	2割
1,578,000円	1,619,999円	1割

注

- 1 前年所得の合計とは、南房総市税条例（平成18年南房総市条例第54号）第3

4条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額をいう。

2 4月分及び5月分の使用料を減額する場合の適用については、「前年所得」とあるのは「前々年所得」とする。

(費用区分等)

第4条 規則第13条第2項及び第3項並びに第14条に規定するもののほか、使用者の利用に供する次に掲げる経費は、使用者の負担とする。

(1) テレビジョンの視聴又はインターネット等を行うための工事に要する経費

(2) 電気、ガス、水道及び通信等の利用に係る契約に要する経費

2 前項各号に規定する経費に係る発注、購入等の行為は、使用者が行うものとし、市長は、これを行わないものとする。

(使用者の責務等)

第5条 規則第15条及び第16条の規定により、使用者は、次に掲げる責務等を負うものとする。

(1) 敷地内の樹木の管理及び除草に関すること。

(2) 施設及び附帯施設が破損した場合、又はそれにより損傷した場合の市長への報告に関すること。

(3) 支援施設の鍵の管理に関すること。

(4) 支援施設内において、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を得ること。

ア 使用者の同居者が身体障害等により、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を使用する場合

イ 広告物等の掲示又は看板、立札類等の設置をする場合

(5) 次に掲げる行為をしないこと。

ア 支援施設の室内でのペットの飼育。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

イ 支援施設内において特別な要求を達成するための手段として行う行動示威行為、業務の執行を妨げ、若しくは妨げるおそれがある行為又は支援施設本来の用途を阻害し、若しくは阻害する恐れがある行為

(鍵の取扱い)

第6条 市長は、使用者が支援施設へ入居を開始しようとするときは、支援施設の鍵を貸与するものとする。

2 使用者は、前条第3号の鍵の管理に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 鍵の保管に細心の注意を払い、他人への貸与を行わないこと。

(2) 支援施設から退去の際は、市長に対し、貸与を受けた鍵を返還し、及び複製した鍵をすべて引き渡さなければならない。

(3) 鍵を紛失又はき損した場合は、直ちに市長へ届け出るとともに、新たな鍵の貸与に必要な経費を負担しなければならない。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長と使用者が協議して定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。